

令和5年度

— 第14回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	令和6年2月13日	10時30分				
閉 会	令和6年2月13日	12時30分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	伊藤忠通	出	上野周真	出	田中郁子	出
	伊藤美奈子	出	三住忍	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p>	
<p>議決事項 1 第4期奈良県食育推進計画案の教育事務に関する事項について</p>	可 決
<p>議決事項 2 なら歯と口腔の健康づくり計画（第2期）案の教育事務に関する事項について</p>	可 決
<p>議決事項 3 なら健康長寿基本計画（第2期）案の教育事務に関する事項について</p>	可 決
<p>議決事項 4 奈良県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）案の教育事務に関する事項について</p>	可 決
<p>議決事項 5 令和6年度当初予算案について</p>	可 決
<p>議決事項 6 令和5年度一般会計補正予算案について</p>	可 決
<p>議決事項 7 教育評価支援委員会委員の委嘱について</p>	可 決
<p>○吉田教育長 「伊藤忠通委員、上野委員、田中委員、伊藤美奈子委員、三住委員おそろいですね。それでは、ただ今から、令和5年度第14回定例教育委員会を開催いたします。本日は、委員全員出席で、委員会は成立しております。」</p>	
<p>○吉田教育長 「議決事項1から議決事項6については、議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に關することであり、意思形成過程であるため、議決事項7については、各種委員の委嘱に關する案件のため、当教育委員会においては非公開で審議すべきものと考えます。委員の皆様にお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員の皆様の議決を得ましたので、本日の議決事項1から議決事項7については、非公開で審議することとします。」</p>	可 決
<p>○吉田教育長 「その他報告事項について、ご報告をお願いします。」</p> <p>○大橋高校の特色づくり推進課長 「令和7年度奈良県立高等学校入学者選抜の日程について、報告いたします。</p> <p>令和7年度につきましては、現行と大きく変更せず、2月に特色選抜、3月に一般選抜、3月下旬に二次募集を実施します。また、帰国生徒特例措置及び大和中央高等学校A選抜・B選抜、山辺高等学校通信制課程選抜・二次募集、追検査を実施します。</p> <p>令和6年度実施の入学者選抜より、Web出願システムを導入しましたので、それぞれの選抜におきまして、出願受付期間を設定しています。特色選抜では、2月3日から13日までの11日間、一般選抜は2月27日から3月6日までの8日間、二次募集は3月19日から21日までの3日間です。</p> <p>令和5年度入学者選抜から調査書の電子化、令和6年度入学者選抜から志願手続きの電子化を</p>	

議案及び議事内容

図りました。今後も、さらに受検生の利便性の向上に取り組んでまいりたいと思っています。

なお、この日程につきましては、年度内に各学校や市町村教育委員会に周知し、4月に改めてWebページにて公開する予定にしています。

以上です。」

○吉田教育長 「ただ今の件について、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、次に進みます。議事進行の都合上、次はその他報告事項3について、ご報告をお願いします。」

○岡田特別支援教育推進室長 「新たな特別支援教育の推進プランについて、報告いたします。インクルーシブ教育システムの理念に基づいた特別支援教育の推進を進めているところですが、新たに加えた項目について説明いたします。

1点目、『切れ目ない支援体制の構築に向けた就学準備・就学後の教育支援の充実』については、早期から必要な支援について検討できるよう知事部局との連携を図っていき、幼稚園、保育園等の保護者及び療育機関に対して、早期の相談や情報提供を行うことができるよう取り組んでまいります。

2点目、『教職員の特別支援教育に関する専門性向上、専門分野の活用』については、今年度から特別支援教育に関わる教職員の力量を向上させるため、小学校等と特別支援学校の人事交流を進めていますが、高等学校においても交流を推進していきたいと考えています。また、今年度から採用後10年以内に特別支援教育2種免許状を取得するなど、特別支援教育を複数年経験することを進めているところですが、より、専門分野の活用を進めるため、障害特性や発達に応じた支援の充実を図っていくことを目的として、小学校若しくは特別支援学校教員免許状を取得し、併せて、言語聴覚士及び作業療法士の資格を有する者の採用を行っていきたくと考えています。

3点目、『連続性のある多様な学びの場における教育支援の充実』については、通級による指導の拡充に向けて各市町村教育委員会が主体となり通級指導担当者の育成を行うシステムづくりを県教育委員会が進めていきたくと考えています。また、学校における医療的ケアを必要とする生徒の高校教育の保障も行っていきたいと考えています。

以上です。」

○吉田教育長 「ただ今の件について、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○伊藤（忠）委員 「連続性のある多様な学びの場における特別支援教育について、特別支援学級担任の人材育成とありますが、現在、人材が不足しているから育成していくという意図でしょうか。」

○岡田特別支援教育推進室長 「特別支援学級を初めて担当する教員や担当して間もない教員の特別支援学級運営に関わる研修等を行って教員の力量や専門性を高めていきたいと考えています。」

○伊藤（忠）委員 「高校教育の保障というのは中学校を卒業して特別支援を必要とする子どもたちが高校に進学した後、高校教育においても支援をしていこうということでしょうか。」

○吉田教育長 「高校教育への保障というのは、いわゆる知的障害はないが、人工呼吸器を使用するなど医療的ケアを必要とする生徒に対して、入試をどのようにして受け入れていくかということを含めています。」

議案及び議事内容

○伊藤（忠）委員 「在学中のことではなく入試の段階のことでしょうか。」

○吉田教育長 「もちろん合格した後は、例えば看護師を配置する、あるいは階段昇降機を使用したり学年を1階に固定したりするなどの対応が可能と考えております。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項2について、ご報告をお願いします。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「令和8年度以降の奈良県立高等学校入学者選抜基本方針案について、現在の検討状況を報告いたします。

まず、令和8年度以降の入学者選抜につきましては、令和3年10月に県立高等学校入学者選抜検討委員会を立ち上げ、有識者等から様々な角度でご意見をいただき、昨年度末の定例教育委員会におきまして、奈良県立高等学校入学者選抜の改善について、骨子の概要をご承認いただいています。

概要の資料をご覧ください。概要につきましては三つあり、まず一つ目として、現在は2月の特色選抜、3月の一般選抜の2回の選抜を実施していますが、それを一本化するということを謳っています。二つ目に、選抜の一本化に伴いまして、第2希望申告の制度を設けることにしています。そして、三つ目に、調査書点につきましては、2年生及び3年生の5段階評価を1対2の比で点数化し合計135点としていましたが、1年生の学習の取組も対象とし、本県教育において大切にしている『主体的に学習に取り組む態度』を重視する取扱いに改善するというようにまとめました。

この骨子の概要等を踏まえまして、入試の大枠となる基本方針案を作成しました。資料は、令和8年度以降の奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針をご覧ください。基本方針の概要としましては、全日制課程と定時制課程において、第2希望校の申告ができる制度を一次選抜という形で実施したいと思います。先ほどの資料には特色選抜と一般選抜を一本化するので『共通選抜』という名称を使用していましたが、今回、新たな制度にするにあたり、『一次選抜』という名称を立てています。ただし、一次選抜の実施時期より前に、一次選抜とは別扱いで、特別の枠組みにおいて特別選抜を実施しようと考えています。その二つの選抜の結果、募集人員に満たなかった場合には、二次選抜を実施したいと思っています。また、通信制課程選抜につきましても、現行と大きく変更はせず実施することとします。追検査についても現行と同様に実施します。

では、大きく変更となる点についてご説明します。まず、前提としまして、この基本方針は実施時期の順に記載しています。つまり、一番始めに特別選抜を実施するというような日程になります。これは、現在の特色選抜の時期である2月の中頃をイメージしています。この特別選抜には、五つありまして、（1）スポーツ・文化活動に係る選抜、（2）中高接続プログラムに係る選抜、（3）外国人、帰国生徒に係る選抜、（4）インクルーシブ教育推進に係る選抜、そして（5）社会人に係る選抜の五つの特別選抜です。この中の、（3）外国人生徒に係る選抜と（5）社会人に係る選抜については、現行の制度と大きく変更はありません。

その他の三つについてご説明します。まず、（1）スポーツ・文化活動に係る選抜です。こちらは、県教育委員会が指定するスポーツ・文化活動推進校におきまして、指定部活動に関する実績のある者を対象として実施することとします。続いて、（2）中高接続プログラムに係る選抜と申しますのは、県教育委員会が指定する高等学校の学科（コース）におきまして、その学校が実施するアドミッションポリシーに係る教育プログラムに参加し、その上で、一定の成果を修めた者を対象として実施する選抜になります。そして、（4）インクルーシブ教育推進に係る選抜は、先ほどの特別支援教育の推進プランの中で謳われておりました、学校における医療的ケアを必要とする生徒の高校教育の保障に関する部分になります。この選抜におきましては、従来の配

議案及び議事内容

慮受検では対応できないような、肢体不自由で単一の障害があり、文字による表現活動が著しく困難な医療的ケア児で、通学途中にも医療的行為が必要である者を対象として実施するような特別な選抜になっています。以上が特別選抜です。

次に、一次選抜についてです。全日制課程及び定時制課程の学科（コース）におきまして実施します。その際、第1希望、第2希望の2校まで出願できることとします。ただし、第1希望、第2希望とも普通科である場合、あるいは第1希望と第2希望が同じ学校である場合は、出願することができないと定めたいと考えています。

そして、通信制課程選抜につきましては、特別選抜の時期及び二次選抜の時期の二度の時期において実施することとします。なお、現行の制度と変更している点は、独自検査の作文も選抜の方法としているところです。

それらの選抜が終わりました3月の終わり頃に、二次選抜を実施したいと考えています。これは、一次選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）において実施します。

そして、追検査です。やむを得ない理由により検査を欠席した者に対して実施したいと考えています。

以上が、令和8年度以降の奈良県立高等学校の入学者選抜の基本方針の案です。今回、その他報告とさせていただいていますので、皆様方からご意見を頂戴しまして、改めて、議決していただけるように取りまとめてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。」

○吉田教育長 「ただ今の件について、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○三住委員 「特別選抜を出願した人は、一次選抜は出願できないのでしょうか。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「特別選抜が2月ぐらいですので、そこで、もし不合格になった場合は当然ながら、3月の一次選抜に出願できます。」

○伊藤（忠）委員 「特別選抜の中の(2)中高接続プログラムに係る選抜について、県教育委員会が指定する高等学校の学科（コース）で実施するとありますが、例えば、具体的に言うと、国際中学校と国際高等学校ということになりますか。」

○吉田教育長 「そうではなく、例えば、つい先日、五條市と五條高等学校が協定を結びましたが、五條市内の中学校と五條高等学校で接続プログラムを実施することを入試制度に反映させようとしています。」

○伊藤（忠）委員 「県教育委員会が指定する高等学校とありますが、具体的にはどこですか。具体的に明示されるのですか。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「今、お示ししているのは、型を示す基本方針ですので、実際にどこの学校のどのようなプログラムを県教育委員会が指定するかについては、要項等で示したいと考えています。」

○伊藤（忠）委員 「では、先ほど挙げた国際中学校と国際高等学校は含まれませんか。」

○吉田教育長 「国際中学校・高等学校は中高一貫ですので、中学校入学の際に選抜を実施しています。青翔中学校・高等学校も同じです。」

議案及び議事内容

○伊藤（忠）委員 「では、中高接続プログラムを実施する学校数はどのくらいになる見通しですか。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「まだ実際に高等学校の方からの希望を聞いていませんが、たくさんの数にはならないと考えます。大学入試でよく実施されているような、セミナー参加型の接続プログラムを実施し、成果を上げた者について受検資格を与えるというようなことも考えています。」

○吉田教育長 「県立商業高等学校では、先日、日商簿記の1級に6名が合格しました。これはすばらしい快挙です。この日商簿記には初級があり、中学生も受けることができます。初級の公開講座を開き、初級に合格すれば、それを入学者選抜に反映していきたいという校長の要望もあります。このようなことも視野に入れて考えています。」

○伊藤（忠）委員 「教育の連続性と考えると、今はよく高大接続の話がありますが、中学校と高等学校は、義務教育とその次の教育段階の接続になります。生徒たちが自分の将来の設計をするときに、専門性も含めて、どういう選択肢があるのかということ想像することができると思いますので、期待ができると思います。」

○三住委員 「一次選抜について、第1希望、第2希望の両方で普通科を希望することはできないということですが、普通科希望の生徒が、第1希望で不合格だった場合は、二次選抜に出願することになるのですか。」

○吉田教育長 「まず、第1希望、第2希望の両方で普通科を希望することができない理由は、現行の一般選抜でも、普通科を2校出願するという機会はないからです。また、偏差値教育を助長するということもありますので、普通科に関しては、第1希望だけに留めてもらうというのが、基本的な考え方です。そして、出願後、募集人員に満たない学科（コース）も出てきます。そのときに、普通科の第1希望しか書いていない生徒が、第2希望を書いてもいいように制度設計をしようと考えています。一次選抜が終わった後でも、募集人員に満たない学科（コース）があれば、そこについては二次選抜を実施することになります。」

○伊藤（忠）委員 「必ずしも第2希望まで書かなくていいということですか。」

○吉田教育長 「そのとおりです。例えば、すでに併願で私立高校に合格している生徒は、第1希望のみで出願する場合も想定されます。では、第1希望、第2希望の判定方法はどのようになりますか。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「まず第1希望校で判定します。また、昨年度末にお示した奈良県立高等学校入学者選抜の改善についての骨子の概要に、専門学科は募集人員の一部について、第2希望を含めた合否判定を行うとなっております。つまり、募集人員の一定の割合において、おそらく1割程度までになるかと思いますが、その部分につきましては、第1希望、第2希望を合わせて選抜するという事を考えています。」

○吉田教育長 「まず第1希望者で募集人員の9割まで選抜します。残りの1割は第1希望者と第2希望者で選抜しようということです。第2希望を書く意味はそこにあります。いかがでしょうか。」

議案及び議事内容

○伊藤（忠）委員 「残りの1割を判定するときには、第1希望者を優先させるのですか。」

○吉田教育長 「残り1割は第1希望を優先しません。例えば、募集人員が360名だった場合、その9割は第1希望を優先して判定します。そして、残りの1割である36人については、第1希望者と第2希望者を合わせて判定します。もし、第1希望者と第2希望者が合わせて36人までであれば通ります。でも、第1希望者と第2希望者が合わせて50人だった場合、その中から36人を選抜するというのが今の考え方です。」

○伊藤（忠）委員 「難しいですね。その36人を判定する際には、成績で判定するのですか。それとも、第1希望で入りたいという意志を優先するのでしょうか。」

○吉田教育長 「募集人員の9割について、第1希望者を優先して判定し、残りの1割も第1希望者を優先して判定した場合、第2希望を書く意味がなくなります。第1希望、第2希望を書くという制度を成立させるために、募集人員の9割は第1希望者を優先して判定し、残りの1割については、第1希望者第2希望者を合わせて判定していく、というのが今の原案です。まだ、決まってはいませんので、ご意見を伺いたいと思っています。」

○三住委員 「第2希望者の判定というのは、第1希望で不合格だったということですよ。例えば、第1希望で専門学科を希望し、不合格だった場合、第2希望の普通科の学校で合格できるのでしょうか。厳しいのではないですか。」

○吉田教育長 「普通科を設置している学校はいろいろありますので、可能性はあります。専門学科を第1希望にする生徒は、第2希望も専門学科を書くケースが多いと考えられますが、第1希望に普通科、第2希望に専門学科と書くケースや、その逆のケースもあるのではないかと想定しています。」

○三住委員 「第2希望を書かないケースも多いかもしれませんね。」

○吉田教育長 「ただ、高田商業高等学校も専門学科の高校ですが、大学進学も増えていると聞いています。それを考えると、第1希望に普通科、第2希望に高田商業高等学校と書く生徒もいるのではないかと考えます。私立高校併願の代わりに書くケースもあるかもしれません。」

そして、（４）インクルーシブ教育推進に係る選抜についてですが、①で、医療的ケア児で通学途中にも医療的行為が必要である者を対象として実施するということは、近隣の高等学校を想定しています。通学時間が1時間以上の遠方を想定しているのではなく、保護者が送迎できる範囲の近くの高等学校を想定した入学者選抜を考えています。実際に、これに該当する生徒と保護者が、県立高等学校への入学を希望し、相談にも来られていますが、そういった生徒を高等学校にどのように受入れるかということ踏まえて、インクルーシブ教育推進を新たに制度化しようとなりました。方針案には、学校独自検査と書いてありますが、これは、学校が教科の問題を独自に作成したものというように、誤解を与えないですか。口頭試問と分かりますか。」

○伊藤（忠）委員 「これは、県教育委員会が問題作成するのか、学校が独自で問題作成するのかどちらですか。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「現行の特色選抜では学校で作問をしています。教科の作問をしている学校はごく少数です。」

議案及び議事内容

- 伊藤（忠）委員 「学校独自検査に口頭試問は入りますか。面接とは別ですか。」
- 大橋高校の特色づくり推進課長 「口頭試問は学校独自検査に含まれます。面接とは別です。」
- 吉田教育長 「学校独自検査の中に口頭試問が含まれるのか分かりにくいようであれば、書き方を検討してください。それから、社会人に係る選抜についてですが、特別選抜の時期に実施しますか。」
- 大橋高校の特色づくり推進課長 「人数も限られているということ、また、現行も特例措置としてやっておりますので、特別選抜として考えています。」
- 吉田教育長 「現行では、一般選抜の時期に実施していますね。これを前の時期にもってこることで、学校の負担にはなりません。夜間定時制で実施するということですが、夜間定時制の現状は、募集人員を満たしていませんね。現行では、特色選抜の時期にスポーツの全国募集を実施しています。これを、一般選抜の時期に実施するのであれば、その後が二次募集しかない時期になるので難しいです。ですから、令和8年度以降も、特別選抜の時期に実施するという事になっていきます。ただ、現行の特色選抜においても、奈良県の生徒と全国募集で集める生徒の割合を決めています。つまり、一次選抜では、特別選抜で選抜した合格者数を考慮して、募集人員を設定しなければなりません。社会人に係る選抜についても、これと同様に、割合や枠を設定する必要があるのか、つまり、特別選抜の時期に実施するのがよいのかを検討してください。」
- 大橋高校の特色づくり推進課長 「検討します。」
- 三住委員 「社会人に係る選抜についてですが、高等学校を中途退学した未成年の人がいた場合、出願はできますか。」
- 大橋高校の特色づくり推進課長 「その場合は通常受検が可能です。実際に過年度卒業者が受検しているケースはあります。この選抜は、成年以上を想定しています。」
- 吉田教育長 「社会人に係る選抜を夜間定時制に限定しているのは、昼間に働いているため勉強ができないという趣旨で実施するものです。未成年で働いている人は、この選抜の対象ではありません。ただ、18歳で働いていたら、この選抜の対象になりますね。」
- 大橋高校の特色づくり推進課長 「18歳は成年ですので対象になります。」
- 吉田教育長 「中途退学した人については、再入学の制度もあります。それから、通信制課程選抜については、4番の後ろに記載した方がいいのではないですか。」
- 大橋高校の特色づくり推進課長 「この基本方針は、実施時期の順に記載しています。通信制課程選抜は、特別選抜と同時期に実施しますので、ここに記載しています。」
- 吉田教育長 「通信制課程選抜には、二次募集も含まれていますので、後ろに記載した方が分かりやすいかもしれません。社会人に係る選抜を、一次選抜の中で実施するのか、特別選抜の中で実施するのかも検討してください。これはいつ決定になりますか。」
- 大橋高校の特色づくり推進課長 「3月に定例教育委員会がございますので、その時に議決を

議案及び議事内容

いただけたらと思っています。」

○伊藤（忠）委員 「中高接続プログラムに係る選抜について、プログラムに参加し、その上で一定の成果を修めた者を対象にとあります。これは誰がどのような方法で判定するのですか。中学校ですか、高等学校ですか。」

○大橋高校の特色づくり推進課長 「高等学校です。」

○伊藤（忠）委員 「各高等学校のアドミッションポリシーに照らして、判定するのですね。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、その他報告事項については了承いたします。」

非公開議案

議決事項 1 第4期奈良県食育推進計画案の教育事務に関する事項について

議決事項 2 なら歯と口腔の健康づくり計画（第2期）案の教育事務に関する事項について

議決事項 3 なら健康長寿基本計画（第2期）案の教育事務に関する事項について

議決事項 4 奈良県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）案の教育事務に関する事項について

議決事項 5 令和6年度当初予算案について

議決事項 6 令和5年度一般会計補正予算案について

議決事項 7 教育評価支援委員会委員の委嘱について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それでは、議案の審議が終了したと認められますので、委員の皆様にお諮りします。本日の委員会を閉会することとしては、いかがでしょうか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「委員の皆様のご議決を得ましたので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。」